

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 第一条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十七条第一項第一号を次のように改める。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに</p> <p>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条から第二十九条まで</p> <p>において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）</p> <p>第二十七条第四項第一号中「並びに住所」を、「住所」に、「又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地」を「若しくは事業所以外の事務所若</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十七条第一項第一号を次のように改める。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は法人番号（同法</p> <p>第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号</p> <p>において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）</p> <p>第二十七条第四項第一号中「並びに住所」を、「住所」に、「又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地」を「若しくは事業所以外の事務所若</p>

しくは事業所の所在地並びに「法人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び」法人番号（法人番号を有しない

者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び」法人番号を加える。

第二十九条第二項第一号中「名称」の下に「及び」法人番号

（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）を加える。

（後略）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三略

四 第九条の六及び第九条の八第四項の改正規定 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 略

しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第二十九条第二項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）を加える。

（後略）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三略

四 第九条の六第一号及び第九条の八第四項の改正規定 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 略

2
略

3 新規則第九條の六 及び第九條の八第四項の規定は、施行日の属する年の翌年の四月一日以後に行われる法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日前に行われた法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

4
4
6
略

2
略

3 新規則第九條の六第一号及び第九條の八第四項の規定は、施行日の属する年の翌年の四月一日以後に行われる法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日前に行われた法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

4
4
6
略

第二条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号））

改正後	改正前
<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十六号の六様式の表を次のように改める。</p> <p>〔第十六号の六様式の表 挿入〕</p> <p>（中略）</p> <p>第十六号の六様式別表の表を次のように改める。</p> <p>〔第十六号の六様式別表の表 挿入〕</p> <p>（中略）</p> <p>（後略）</p> <p>附則</p> <p>（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第二条 略</p> <p>257 略</p> <p>8 新規則附則第二条の五の規定並びに第五十五号の五様式及び第五十五号の七様式は、施行日以後に支出する法第三十七条の二第一項第一号</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十六号の六様式の表を次のように改める。</p> <p>〔第十六号の六様式の表 挿入〕</p> <p>（中略）</p> <p>第十六号の六様式別表の表を次のように改める。</p> <p>〔第十六号の六様式別表の表 挿入〕</p> <p>（中略）</p> <p>第五十五号の六様式を次のように改める。</p> <p>〔第五十五号の六様式 挿入〕</p> <p>（後略）</p> <p>附則</p> <p>（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第二条 略</p> <p>257 略</p> <p>8 新規則附則第二条の五の規定及び第五十五号の五様式から第五十五号の七様式までは、施行日以後に支出する法第三十七条の二第一項第一号</p>

及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る法附則第七條第三項及び第十項の規定による申請

又は同條第五項及び第十二項の規定による通知について適用し、施行日前に支出した法第三十七條の二第一項第一号及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る法附則第七條第三項及び第十項の規定による申請

又は同條

9
9
11
略

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第六條
略

及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る法附則第七條第三項及び第十項の規定による申請、同條第四項及び第十一項の規定による届出又は同條第五項及び第十二項の規定による通知について適用し

、施行日前に支出した法第三十七條の二第一項第一号及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る法附則第七條第三項及び第十項の規定による申請、同條第四項及び第十一項の規定による届出又は同條

第五項及び第十二項の規定による通知については、なお従前の例による

9
9
11
略

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第六條
略

2 | 平成二十七年改正法附則第十二條第六項の規定により卸売販売業者等

(同條第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)

又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 | 平成二十七年改正法附則第十二條第八項の規定による控除又は還付を

受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八條の六、第八條の七又は第八條の九の規定により、それぞれ法第七十四條の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「箇條の箇中及びその箇中なるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする平成二十七年改正法附則第十

(手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等)

第十条 略

二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品(以下この項において「紙巻たばこ三級品」という。)について同条第三項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等)

第十条 略

2| 平成二十七年改正法附則第二十条第六項の規定により卸売販売業者等(同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3| 平成二十七年改正法附則第二十条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「控除の届出」の欄に、当該控除又は還付を受けようとする平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品(以下この項において「紙巻たばこ三級品」という。)について同条第三項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式に

よる書類を同申告書に添付しなければならない。